

## 地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）Q & A

### （質問事項）

#### 【総論】

##### （事業趣旨）

- Q1 この事業の趣旨を教えてください。  
Q2 委託事業なのにメニューは決まっていないのですか。

##### （対象地域）

- Q3 事業を実施できる地域はどのような地域ですか。また、複数の市町村が一つの地域として事業を実施してもよいのですか。  
Q4 自発雇用創造地域とは具体的にどのような地域ですか。  
Q5 複数の市町村にまたがった地域で事業を実施したいのですが、隣り合っている必要はありますか。また、県をまたいで実施してはだめですか。  
Q6 A市町村の区域がB安定所、C安定所の管轄区域にまたがっている場合、有効求人倍率の要件についてはどのように判断するのですか。

##### （地域再生計画）

- Q7 地域再生計画の認定を受けていない地域は、パッケージ事業は実施できないのですか。

##### （提案・実施主体）

- Q8 都道府県が、パッケージ事業の実施主体となることはできますか。  
Q9 事業の提案を行う主体と実施する主体が異なってもよいのですか。

##### （地域の取組）

- Q10 地域において地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組を市町村及び地元経済界が実施していないとだめなのですか。  
Q11 地域における既存事業と重複する事業は、パッケージ事業の対象とはならないとされていますが、既存の事業に上乗せする場合は対象になりますか。  
Q12 パッケージ事業終了後の取組方針が未定です。記入しなくてもよいでしょうか。

##### （実施期間）

- Q13 パッケージ事業を実施できる期間は決まっているのですか。  
Q14 パッケージ事業の構想が採択されると、最大3年間、自動的に事業が実施できるのですか。

#### 【協議会】

##### （協議会構成）

- Q15 協議会には、地元の市町村や経済団体が参加しないといけないのでしょうか。また、県や地域外からの専門家等が協議会に参加してもよいのでしょうか。  
Q16 「その他の有識者」とはどのような人が想定されているのですか。

Q17 協議会に地域内の市町村や経済団体のほか、地域外の商工団体等が参加してもよいですか。

(事業再委託)

Q18 協議会が事業をすべて実施しなければならないのですか。再委託はできないのですか。

Q19 各事業メニューについて、再委託できるとのことですですが、随意契約としてよいですか。

(協議会兼業)

Q20 協議会で、委託事業以外の事業を実施してもかまいませんか。

## 【事業内容】

(事業内容の範囲)

Q21 事業内容については、雇用面での取組であれば、どのようなものでもよいですか。

Q22 事業内容として、例えば調査研究事業を実施することはできますか。

(創業者対象の事業内容の範囲)

Q23 パッケージ事業では、創業者への支援策として、どの範囲まで事業内容に含めることができるのでしょうか。

(職業紹介)

Q24 事業内容として、例えば、職業紹介を行うことはできますか。

(事業対象者)

Q25 パッケージ事業の事業利用対象者の範囲を教えてください。

Q26 新規学卒者は事業評価の対象に含まれないとのことですが、事業の対象にもできないのでしょうか。

(事業推進員)

Q27 「事業推進員」の行う業務とはどのようなものですか。

## 【委託費】

Q28 委託事業の選抜数や委託額の上限はあるのですか。

Q29 委託費の対象とできるのは、どのような経費ですか。

Q30 事業推進員の「定期健康診断料」を人件費として計上して良いですか。

Q31 研修等の講師を常勤とすることは可能ですか。

Q32 協議会の開催に係る経費をパッケージ事業の対象としてもよいのですか。

Q33 当該地域は、公共交通機関が十分整備されておらず、通常の移動手段は自動車となっています。事業を実施するために使用する自動車(廉価な中古車)を購入することができますか。

## 【事業選抜】

(選抜基準)

Q34 選抜基準はどのようなものですか。

(委託の範囲)

Q35 提案した事業の一部のみ委託されることもあるのですか。

## 【事業評価等】

### (雇用創造目標設定)

- Q36 地域には地場企業が少ない上、企業誘致も不調であることから、個人による創業が地域における雇用創造の中心と考えています。雇用創造目標の設定に際し、個人による創業数はどの程度まで認められますか。
- Q37 高度な技術を習得させる研修のため、長期の研修(1年間)を予定しています。このため、就職が2年度目となり、初年度に就職などのアウトカムを出すことができません。当該事業については、アウトカム目標を2年度目から設定し、初年度分をゼロとしてもよいでしょうか。

### (実績の把握方法)

- Q38 アウトカムの把握はどのようにして行えばよいでしょうか。

### (事業評価)

- Q39 雇用創造目標の設定と、事業評価との関係を教えてください。

### (事業評価と事業の継続)

- Q40 雇用創造目標の達成度と事業の継続の可否について教えてください。

### (事業追加)

- Q41 選抜された事業構想の内容に加えて、新しい事業メニューを事業実施期間中に加えることは可能ですか。

## 【広域版パッケージ事業】

- Q42 従来のパッケージ事業との違いを教えてください。

- Q43 2以上の関係市町村のイメージを教えてください。

## 【その他】

### (旧パッケージ実施地域)

- Q44 旧パッケージ事業の終了に伴い、パッケージ事業にも事業構想を提案したいと思います。提案に際して、どのような点に留意する必要がありますか。

### (パッケージ事業終了地域による再度の応募)

- Q45 地域雇用創造推進事業(パッケージ事業)の終了に伴い、再度パッケージ事業の事業構想を提案したいと考えています。再度の提案に対して、どのような点に留意する必要がありますか。

### (事業構想策定等への支援)

- Q46 事業構想の策定にあたり、何か特別な支援を受けることはできるでしょうか。

- Q47 パッケージ事業と一緒に、地域再生計画支援措置等、他省庁の施策を活用することで、雇用創造効果を高めていきたいと思いますが、どちらに相談すればよいでしょうか。

### (事業計画の変更)

- Q48 パッケージ事業の事業構想に記載した事業内容を変更することは可能ですか。

## (質問及び回答)

### 【総論】

#### (事業趣旨)

**Q 1 この事業の趣旨を教えてください。**

A 1 有効求人倍率が全国平均を大きく下回る地域が存在するなど、雇用失業状況には地域差がみられます。

地域を取り巻く環境等は様々であることから、地域の雇用創造については、国による全国一律的な支援に加え、意欲のある地域による自主的・創意工夫のある取組みが効果的であると考えられます。

こうした観点から、政府全体としても「地域が自ら考え、国がこれを支援する」という「地域再生」の取組みが実施されてきたところです。地域雇用対策についてもこの流れを受け、雇用情勢が厳しく、かつ雇用機会の創出に向けた意欲の高い地域への支援の充実等を内容とする地域雇用開発促進法の改正が行われたているところであり、本事業は同法に基づく自発雇用創造地域における支援策として実施されるものです。

本事業では、雇用創造に自発的に取り組む地域から提案された雇用対策の事業についてコンテスト方式による審査を実施し、雇用創造効果が高いものを選抜します。選ばれた事業を提案した地域に対して、当該事業の実施を委託し、地域の自主的な取組みを支援しようとするものです。

**Q 2 委託事業なのにメニューは決まっていないのですか。**

A 2 この事業は委託事業ではありますが、

- ① 地域ごとに問題点が異なっていること
- ② それぞれの地域における地域経済の活性化や雇用機会の創出に資する地域再生のための具体的な取組と一体となって実施することにより雇用創造効果が高まるところから、予め定型的なメニューを決めていません。

可能な限り地域の創意工夫を活かすことができるよう、地域からの提案を重視した事業となっています。ただし、雇用創造効果がある取組に限られます。

#### (対象地域)

**Q 3 事業を実施できる地域はどのような地域ですか。また、複数の市町村が一つの地域として事業を実施してもよいのですか。**

A 3 この事業を実施できる地域は、以下の2つの条件のいずれも満たすことが必要です。

- ① 地域雇用開発促進法に規定する自発雇用創造地域であること。
- ② 地域雇用創造推進事業にかかる地域再生計画の認定（変更申請の認定を含む）を受けていること

また、複数の市町村が一つの地域として本事業を実施する場合（市町村が中心となる形態と都道府県が中心となる広域版とがあります）は、共同して一つの地域雇用創造計画を策定し、国の同意を受けることが必要です。

**Q 4** 自発雇用創造地域とは、具体的にどのような地域ですか。

**A 4** 該当市町村を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）における一般又は常用有効求人倍率が全国平均（全国平均が1倍以上の時は1、0.67倍未満の時は0.67）以下の地域です。

なお、平成23年度第1次募集にかかる全国の数値については下記（1）（2）のとおりです。自発雇用創造地域の要件に該当しているかは都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

（1）一般有効求人倍率

- |                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| ① 3年間（平成20～22年の平均） | 0.62 → <u>0.67</u> （要件緩和） |
| ② 1年間（平成22年）       | 0.52 → <u>0.67</u> （要件緩和） |

※上記①②のいずれも満たす必要があります。

（2）常用有効求人倍率

- |                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| ① 3年間（平成20～22年の平均） | 0.50 → <u>0.67</u> （要件緩和） |
| ② 1年間（平成22年）       | 0.40 → <u>0.67</u> （要件緩和） |

※上記①②のいずれも満たす必要があります。

**Q 5** 複数の市町村にまたがった地域で事業を実施したいのですが、隣り合っている必要がありますか。また、県をまたいで実施してはだめですか。

**A 5** 必ずしも地理的に隣接している必要はなく、複数の県又は市町村にまたがる地域が共同して地域雇用創造計画を策定し、国からの同意を受ければ可能です。

対象地域を一体として対策を講ずるものですので、隣接した地域を想定していますが、それ以外のケースを排除するものではありません。具体的なケースについては都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

**Q 6** A市町村の区域がB安定所、C安定所の管轄区域にまたがっている場合、有効求人倍率の要件についてどのように判断するのですか。

**A 6** A市町村がB安定所、C安定所の管轄区域にまたがっている場合、労働力人口のシェアで判断することになります。仮にB安定所でA市町村の労働力人口のシェアが80%以上であればB安定所のみのデータで判断し、B安定所、C安定所のどちらもA市町村の労働力人口のシェアが80%未満であればB安定所とC安定所のデータを合算して判断することになります。

（地域再生計画）

**Q 7** 地域再生計画の認定を受けていない地域は、パッケージ事業は実施できないですか。

**A 7** パッケージ事業を実施できるのは、パッケージ事業の活用を内容に盛り込んだ地域再生計画を策定し、その計画について内閣総理大臣の認定を受けている地域です。

したがって、地域再生計画の認定を受けていない地域はもちろん、既に地域提案型雇用創造促進事業（以下「旧パッケージ事業」という。）の活用等により地域再生計画の認定を受けている地域にあっても、パッケージ事業を実施する場合は、当該計画の変更認定申請を行う必要があります。

スケジュールとしては、パッケージ事業の提案時に、パッケージ事業の活用を盛り込んだ地域再生計画案を提出し正式な認定後に、新パッケージ事業の委託契約を結び、事業を実施することになります。

#### （提案・実施主体）

**Q 8 都道府県がパッケージ事業の提案主体、実施主体となることはできますか。**

A 8 パッケージ事業は市町村レベルでの自主的かつ地域一体となった取組みを支援するものであることから、原則として都道府県が主体になることはできません。

（ただし、広域版パッケージ事業（都道府県が中心となり広域の地域において中小企業の雇用高度化に取り組む場合）を除く。）

あくまでも、事業の実施を希望する地域の市町村、経済団体等を構成員とする協議会（又はその設立準備会議）が事業を提案することとなっています。

したがって、当該地域の市町村は参加せず、都道府県だけが参加した協議会が事業を提案することはできませんが、当該地域の市町村、経済団体等が参加した上で都道府県が協議会の構成員の一員となり、構想を提案することは可能です。

また、パッケージ事業の活用を盛り込む地域再生計画についても、市町村が策定する地域再生計画に都道府県が参加することは可能ですが、都道府県のみが主体となって策定した地域再生計画をもって、パッケージ事業を認めることはできません。

また、パッケージ事業の実施主体は、協議会又は協議会の指定する民間団体等となっています。したがって、都道府県が協議会の一員として事業の実施に関わることは可能です。

**Q 9 事業の提案を行う主体と実施する主体が異なってもよいのですか。**

A 9 この事業は、提案公募型の委託事業であり、雇用創造に自発的に取り組む地域から提案された雇用対策の事業構想のうち、雇用創造効果が高いものを選抜し、事業を委託するものです。

したがって、事業の実施に当たっては、提案主体である協議会が自ら事業を実施する場合はもちろん、再委託等により他の団体等が事業を実施する場合にあっても、全体的な管理は協議会が行うことになります。

このような観点から、事業の提案を行う主体と実施する主体が全く無関係であることは認められません。

したがって、パッケージ事業として実施する取組みについてのアイディアがある方々は、この事業を提案・実施しようとする意欲のある地域の市町村、経済団体等にアイディアを提供していただくようお願いします。

#### （地域の取組）

**Q 1 0 地域において地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組を市町村及び地元経済界が実施していないとだめなのですか。**

A 1 0 パッケージ事業の対象地域は、地域雇用創造計画に定める地域重点分野にかかる地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の取組（産業振興施策等）が行われている地域に限ります。また、パッケージ事業の構想に盛り込まれる各事業についても、これらの地域における地域再生の取組が実施されていることが必要です。

なお、取組の直接の実施主体が市町村又は地元経済界のいずれかのみであっても、問題ありません。また、県や国の補助金を得て実施している取組や県と共同で実施している取組でも構いません。

**Q 1 1 地域における既存事業と重複する事業は、パッケージ事業の対象とはならないとされていますが、既存の事業に上乗せする場合は対象になりますか？**

A 1 1 地域における既存事業の単なる振り替えや人員等の量的な拡大にとどまらない新たな事業内容と認められるものであり、かつパッケージ事業の趣旨に合致する事業であれば、パッケージ事業の対象とすることは可能です。

**Q 1 2 パッケージ事業終了後の取組方針が未定です。記入しなくてもよいでしょうか。**

A 1 2 本事業は事業実施期間を最大3年度間とすることにより、地域の創意工夫と各種施策との連携のもとに、中長期的な雇用創造の取組を地域が主体的に実施することについて、国として支援を行うものです。

ところで本事業の対象地域について雇用情勢が一定程度厳しいことを要件としていることに鑑みると、事業実施期間後においても、パッケージ事業での実施成果を踏まえて、地域で主体的に雇用創造に資する雇用対策の取組を継続して実施することが望ましいことから、地域における主体的な雇用創造の取組方針が定められている場合には記載してください。

(実施期間)

**Q 1 3 パッケージ事業を実施できる期間は決まっているのですか。**

A 1 3 パッケージ事業は、一つの地域につき、最高3年度間実施することができます。なお、上記期間には、旧パッケージ事業実施期間及び1回目のパッケージ事業実施期間は含まれません。

**Q 1 4 パッケージ事業の構想が採択されると、最大3年度間、自動的に事業が実施できるのですか。**

A 1 4 パッケージ事業は最大3年度間実施可能ですが、各年度ごとに中間評価を実施します。したがって、3年度間の委託期間中であっても、各年度ごとの中間評価の時点で、3年度間の委託事業終了時に雇用創出目標数の達成可能性が低いと判断される場合には、翌年度以降について契約は解除され、事業の実施は出来なくなります。詳細はQ 4 0 を参照してください。

【協議会】

(協議会構成)

**Q 1 5 地域雇用創造協議会には、地元の市町村や経済団体が参加しないといけないので**

しょうか。また、県や地域外からの専門家等が協議会に参加してもよいのでしょうか。

A 1 5 この事業は、地元の力を結集させ、一致協力して取り組んでいただくことを前提としています。

したがって、地域雇用創造計画に定める地域雇用創造協議会については、地元の市町村及び経済界の参加は絶対条件としています（広域版においては都道府県も）。地域に複数の経済団体がある場合、協議会にすべての団体が参加する必要はありませんが、地域重点分野に関連の深い主要団体の参加は必要です。

また、協議会は、地元の市町村及び経済界の参加を絶対条件としていますが、県や地域のN P O、労働組合、地域外からの専門家等の参加は可能であり、地域外からも広く協力者を得て、実効性のある事業の実施を目指すことが望ましいです。

ただし、厚生労働省が所管する委託事業のため、都道府県労働局やハローワークが協議会に委員として参加することはできません。

Q 1 6 「その他有識者」とはどのような人が想定されているのですか。

A 1 6 協議会については、当該地域の市町村及び経済団体だけでなく、当該地域の産業開発・振興及び雇用創造について専門的な見地を有する者が参加することにより、一層実効のある事業が企画・運営されることが必要であると考えています。

したがって、そのような専門性を有する者を「その他有識者」として協議会の構成員とすることとしていますが、それぞれの協議会において、どのような者を「その他有識者」とするかについての制限はありません。

学識経験者、N P O、労働組合、民間シンクタンク、他地域での雇用創造にかかる実践者等が「その他有識者」の例として考えられますが、これ以外の者であっても差し支えありません。

Q 1 7 協議会に地域内の市町村や経済団体のほか、地域外の商工団体等が参加してもよいですか。

A 1 7 パッケージ事業の実施やその前提となる地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の推進に当たって、何らかの関連を持つ団体であれば結構です。

例えば、当該市町村を含む広い範囲の求職者を対象とした研修を実施している商工団体が参加することは差し支えありません。

（事業再委託）

Q 1 8 協議会が事業をすべて実施しなければならないのですか。再委託はできないですか。

A 1 8 例えば、いわゆる事業の「丸投げ」といった協議会が形骸化するような再委託はできませんが、協議会において、基本的な事業の企画・立案や実施事業の進行管理・経理状況の管理を適切に行っていただければ、民間企業等への再委託は可能です。

ただし再委託に当たっては、地域雇用創造推進事業委託要綱に基づき、国による承認を受ける必要があります。

また、事業構想の提案の際に、特定の民間団体等を事業実施主体として指定する

など、募集要項7（2）「協議会以外の団体への事業委託」の要件に該当する場合には、当該団体が事業の全体又は一部を国から直接委託され、事業を実施することも可能です。ただし、この場合であっても、事業実施全体に係る管理主体はあくまでも協議会であり、適切な団体を指定することはもちろん、隨時、事業の実施状況を把握し、効果的な運営を促すとともに、事業評価や会計処理も行う等、事業の実施に当たって、責任を持って管理することになります。

**Q19 各事業メニューについて、再委託できるとのことです  
が、随意契約としてよいですか。**

A19 再委託については、Q18のとおり国による承認が必要となります。ただし、募集要項7（2）「協議会以外の団体への事業委託」の要件に該当することにより、国から直接委託を受けた協議会以外の団体については、原則として再委託は認められません。また、随意契約が認められる場合は、以下（参考）のとおり、かなり限定されるものです。原則として、各事業の再委託に際しては、各協議会において、一般競争または企画競争などにより適切な団体の選定を行うこととしてください。

（参考）随意契約の基本原則

- ① 契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合、競争に付することが不利と認められる場合（会計法第29条の3第4項）。
- ③ 契約の予定価格が少額である場合など限定列挙された場合（同条第5項）

（協議会兼業）

**Q20 協議会で、委託事業以外の事業を実施してもかまいませ  
んか。**

A20 差し支えありません。ただし、委託費の流用は認められない他、事業推進員を委託事業以外の業務に就かせることもできません。

【事業内容】

（事業内容の範囲）

**Q21 事業内容については、雇用面での取組であれば、どのようなものでもよいのです  
か。**

A21 パッケージ事業は、地域における雇用創造のための提案型の事業です。

したがって、

- ① 地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的な取組と相まって実施する人材確保・人材育成といった雇用創造に係る取組であること。
- ② 地域で策定し、国が認定した当該地域の「地域再生計画」や国による他の施策との整合性がとれていること。

を満たしていることが必要です。

また、パッケージ事業は労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は能力開発事業を財源とする事業であることから、地域求職者等の就職や創業の促進に直接資する事業内容とする必要があります。

なお、対象外となる事業については、国や県、市町村等における既存の事業との重複のある事業、地域で取り組むべき地域振興施策・産業振興施策にかかる事業、

アウトプット・アウトカムが適切に設定されないなど事業の効率や効果が不明確な事業などとしています。詳細は、募集要項4(4)ハ「委託事業で措置しない経費」を参照するほか、各都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

**Q22 事業内容として、例えば調査研究事業を実施することはできますか。**

A22 パッケージ事業は、地域求職者等の就職等の促進に直接資する事業内容とする必要があり、また、毎年度、各事業ごとに雇用創造目標を設定し、達成することとされています。したがって、調査研究事業など、雇用創造について直接の効果が見込まれない事業は対象外となります。

(創業者対象の事業内容の範囲)

**Q23 パッケージ事業では、創業者への支援策として、どの範囲まで事業内容に含めることができるのでしょうか。**

A23 パッケージ事業では、地域求職者の企業等への就職促進に加えて、創業することも、本人及び他の地域求職者の就労の場の拡大に資することから、支援対象としています。ただし、当該地域において、創業支援策が実施されていることが前提となります。

本事業では、①創業を希望する地域求職者等に対する、創業前の能力開発に資する研修等の実施と、②創業後の人材確保にかかる支援（人事労務に関するセミナー・相談の対象者とするなど）については、当該地域における雇用創造に直接効果があるものとして、事業内容に含めることができます。

なお、創業に要する費用の補助や施設貸与等の支援、創業後における事業拡大等のための専門家によるアドバイス等は、国、都道府県、市町村及び経済団体等による既存支援策との重複があるほか、地域における雇用創造上の効果が間接的であることにより、本事業の事業対象とはできません。

(職業紹介)

**Q24 事業内容として、例えば、職業紹介を行うことはできますか。**

A24 パッケージ事業については、地域経済の活性化や雇用機会の創出に資する地域再生のための具体的な取組と一体となって、人材育成や人材確保のための事業を実施するものとしていることから、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニューの中でも、人材育成メニューを中心と考え、これらを補完するものとして雇用拡大メニュー及び就職促進メニューを想定しています。

したがって、当該地域での取組やパッケージ事業の他の事業による取組による雇用創造効果をさらに高めるために必要な場合であり、それが附帯的に行われるものであれば、職業紹介も事業の対象になります。

ただし、パッケージ事業は各地域におけるモデル的な取組を促進するという観点から、既に市町村が無料職業紹介事業を行っている場合など、当該地域の市町村、経済団体等が既に実施している事業の単なる振り替えは事業の対象としないこととともに、当該地域におけるハローワークやその他の職業紹介機関等による職業紹介と重複があると判断される場合には、効果が小さいと判断され、事業対象とならないこともあります。

(事業対象者)

**Q 2 5 パッケージ事業の事業利用対象者の範囲を教えてください。**

A 2 5 本事業の事業利用対象者は、以下のとおりです。

○事業主

企業等における雇用機会の拡大や、人材確保促進のための支援（雇用拡大メニュー）の対象とすることができます。

○地域における求職者、在職者、創業希望者（以下「地域求職者等」という。）

就職等を容易にするための能力開発の取組（人材育成メニュー）の対象とすることができます。ただし、地域求職者（在職求職者を含む）を主たる対象とすることが必要なため、在職者については、対象の一部にとどめることができます。

なお、就職促進メニューは、地域求職者等を主たる対象としている必要があります。

**Q 2 6 新規学卒者は事業評価の対象に含まれないとのことですが、事業の対象にもできないのでしょうか。**

A 2 6 新規学卒者への就職支援は、学校を中心としつつ、公共職業安定所等による既存の若年者雇用対策により支援すべきものであることから、地域雇用対策として実施する本事業において、新規学卒者に限定した事業を実施することはできず、事業評価の対象とすることもできません。ただし、事業評価の対象外ですが、事業対象者の一部に新規学卒者が含まれることを排除するものではありません。

(事業推進員)

**Q 2 7 「事業推進員」の行う業務とはどのようなものですか。**

A 2 7 事業推進員とは、パッケージ事業の企画及び実施並びに関係機関等との連絡調整を行う者として、事務局に配置される者を指します。

具体的には、以下ののような業務を行うこととしています。

- ① 事業の企画・実施に係る事務
- ② 事業の実施状況の確認
- ③ 事業の実施結果のとりまとめ
- ④ 事業実施に係る関係機関との連絡調整
- ⑤ その他、事業の実施に当たり必要な業務

事業推進員は、パッケージ事業の委託による人員であることから、パッケージ事業以外の業務を実施することはできません（例えば、産業支援策として実施されるイベント（見本市、物産展等）の企画・運営を行うことはできません。）。

【委託費】

**Q 2 8 委託事業の選抜数や委託額の上限はあるのですか。**

A 2 8 平成23年度における事業の選抜数は44地域程度（閣議決定ベース）を想定しています。また、委託額の上限は、1地域当たり各年度2億円（広域版パッケージ事業については、3億円）を上限としています。

なお、10道県（北海道、青森県、岩手県、秋田県、高知県、長崎県、熊本県、

宮崎県、鹿児島県、沖縄県）において、2以上の市町村の区域であって、地域雇用創造に資する産業振興施策を共通して実施しているなど一体的な取組の見られる地域がパッケージ事業を実施する場合は（ただし、市町村合併が予定される市町村のみでの実施は除く）、1地域当たり各年度2億5千万円を上限とします。

**Q 2 9 委託費の対象とできるのは、どのような経費ですか。**

**A 2 9 委託費で措置する経費は、次のようなものを想定しています。**

1 管理費

事業の企画、実施並びに関係機関等との連絡調整等に必要な経費（ただし、委託費総額の3割を超えないこと）。

例：事業推進員の配置に係る経費、パソコン・OA機器等のリース料、通信料、光熱水費、事業の実施に係る協議会の開催に係る経費（協議会メンバーの出席謝金を除く）

2 事業費

(1) 雇用拡大メニューに係る経費

例：セミナー等の開催に係る経費（講師謝金、講師旅費、周知広報費、会場借料、案内状、資料作成費等）、ヘッドハンティングに係る経費、創業希望者・事業主等に対する人事労務管理に関する相談・コンサルティングに係る経費（アドバイザー及びコンサルタントの謝金、旅費、会場借料等）等

(2) 人材育成メニューに係る経費

例：施設改修費（大規模なものを除く。研修目的に使用するものにかかる費用のみを対象とする。）、講師の再訓練に係る経費（研修等受講料、旅費等）、企業・教育機関等における研修等に係る経費（研修等委託費、受講者旅費、保険料等）、研修等の実施に係る経費（講師の入件費又は謝金・旅費、教材費、周知広報費等）等

(3) 就職促進メニューに係る経費

例：相談コーナーの設置に係る経費（相談室借料、機器借料、機器保守料、通信料、光熱水費、相談員の入件費又は謝金・旅費、コンサルタント謝金、周知広報費等）、ホームページの作製・運営費、Uターンフェア開催に係る経費等

ただし、以下のような費用は対象外となります。

- ① 同意地域雇用創造計画に定める地域重点分野との関連が認められない事業
- ② 市町村等による地域振興策・産業振興策等独自の取組にかかる経費
- ③ 市町村等により従来から行われている人材確保・人材育成の取組の単純な振替に当たる経費
- ④ 市町村等による地域振興策・産業振興策等独自の取組との関連が認められない人材確保・人材育成の事業にかかる経費
- ⑤ 国、都道府県により別途、補助金、委託費等が支給されている経費
- ⑥ 国や都道府県、公共職業安定所等雇用支援関連機関が実施する事業と対象者や内容が基本的に重複する事業
- ⑦ 事業実施期間内に雇用創造を実現することが困難と考えられる事業に係る経費

- ⑧ アウトプット・アウトカム目標が適切に設定されていない事業にかかる経費
  - ⑨ 求職者等の就職・創業に直接効果が認められない事業に係る経費
  - ⑩ 研修受講者への日当
  - ⑪ 協議会の運営に係る経費（事業推進員以外の事務局職員に係る経費、事務室の借料等）や事業の実施に必要不可欠と認められない備品（冷蔵庫、掃除機等）の購入費、施設の新設及び大規模な改修にかかる費用  
なお、詳細は各都道府県労働局にお問い合わせください。
- 3 委託事業の実施に当たり、上記1、2のいかなる経費についてもその支出の根拠及び支出明細等が求められる場合がありますので、ご留意ください。

**Q 3 0 事業推進員の「定期健康診断料」を人件費として計上して良いですか。**

A 3 0 事業推進員に対して労働安全衛生規則に基づいて行う定期健康診断については計上できます。

**Q 3 1 研修等の講師を常勤とすることは可能ですか。**

A 3 1 必要と認められる場合は、常勤とすることも可能です。

**Q 3 2 協議会の開催に係る経費をパッケージ事業の対象としてもよいですか。**

A 3 2 パッケージ事業の円滑な実施に資するよう、事業内容の検討やコンセンサス形成のために開催される協議会については、その開催に係る経費（協議会メンバー以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等）をパッケージ事業の対象とすることができます。

ただし協議会については、もともと自主的に設置された性格のものであるため、そのメンバーの出席謝金はパッケージ事業の対象とはなりません。

また、パッケージ事業に関係しない事項についての検討やコンセンサス形成のために開催される協議会（例えば、パッケージ事業との関係が見られない地域再生計画関連支援措置に関する検討等）については、パッケージ事業の対象とはなりません。

**Q 3 3 当該地域は、公共交通機関が十分整備されておらず、通常の移動手段は自動車となっています。事業を実施するために使用する自動車（廉価な中古車）を購入することができますか。**

A 3 3 事業を実施するまでの移動は、公共交通機関の利用を原則とします。

ただし、当該地域の公共交通機関が十分整備されておらず、公共交通機関を利用する方が非効率であると認められる場合には、自動車のレンタル等他の手段を用いることも可能です。

なお、自動車の購入については、

- ① 単に購入費だけでなく、保険料、メンテナンス料が必要となり、必要時だけに利用するレンタル等に比較して必ずしも割安とは言えないこと
- ② パッケージ事業は単年度ごとの事業評価が行われ、成果や必要性が認められない場合は翌年度以降の継続はされないことから、例えば、1年度しか使用しない

場合はレンタル等に比較して割高になる可能性があること

- ③ 事業終了後においては、備品の処分の手続きが発生し、事務手続きが煩雑になること  
などから認められません。

### 【事業選抜】

(選抜基準)

#### Q 3 4 選抜基準はどのようなものですか。

A 3 4 事業構想については、以下の基準で選抜されることになります。

- ① 地域の取組（12点）

市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いこと。

- ② 事業の内容（22点）

事業の内容が、①の地域の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、①の取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が求職者等に広く利用され、かつ、設定した目標の実現可能性が高いこと。

- ③ 雇用創造効果（16点）

適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれること。また就職者一人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的であること。

なお、選抜については、公平性・客観性を担保するため、有識者等から成る第三者委員会において行うこととしています。

(委託の範囲)

#### Q 3 5 提案した事業の一部のみ委託されることもあるのですか。

A 3 5 パッケージ事業の趣旨に合致しないものが一部含まれている場合、当該部分を除いて委託事業として選抜することができます（例えば、能力開発施設の新設が提案に含まれている場合、その部分は除外することになります。）。

なお、委託事業として採択する前に、提案団体に対しては受託にかかる意思確認を行う予定です。

### 【事業評価等】

(雇用創造目標設定)

#### Q 3 6 地域には地場企業が少ない上、企業誘致も不調であることから、個人による創業が地域における雇用創造の中心と考えています。雇用創造目標の設定に際し、個人による創業者数はどの程度まで認められますか。

A 3 6 事業構想提案時の雇用創造の見込みの設定及び事業実施後の事業評価の際に、就

職又は創業者別に、見込み人数の設定又は実績を記載していただきます。ただし、就職又は創業者別の見込み人数の内訳について、制限は設けていません。

なお、雇用創造の見込みの設定に際しては、その根拠を具体的に記述していただくこととなります。就職又は創業のいずれであっても、地域内の産業・経済・雇用の状況、創業等の実績などの具体的なデータを示していただくことが必要ですので、ご留意ください。

**Q 3 7** 高度な技術を習得させる研修のため、長期の研修（1年間）を予定しています。このため、就職が2年度目となり、初年度に就職などのアウトカムを出すことができません。当該事業については、アウトカム目標を2年度目から設定し、初年度分をゼロとしてもよいでしょうか。

**A 3 7** 個別の事業メニューについて、合理的な理由があれば、アウトカム目標を設定できない年度があっても、本事業の対象とすることは可能です。

ただし、本事業の主たる目的は地域求職者の雇用機会の創出であることから、地域全体としての雇用改善の必要性・緊要度に鑑み、効率的かつ効果的な研修の実施により、できるだけ多くの事業利用者を早期の就職等につなげることが望ましいものです。協議会におかれては、地域求職者の早期就職促進に配慮した、適切な研修内容・研修期間の設定を行って下さい。

（実績の把握方法）

**Q 3 8** アウトカムの把握はどのようにして行えばよいでしょうか。

**A 3 8** 事業評価及び事業の監査に際して、具体的な事業成果の把握が不可欠です。アウトカムの把握については、事業利用者に対し、アンケート調査票に回答させるなど、後日において検証可能なものによることが必要です。募集要項様式第5号に地域雇用創造推進事業事業利用者アンケート票例を掲載しておりますので、この掲載事項を基本として、各地域の実情に応じた調査票を作成し、調査を実施するなどしてください。

また、アウトカムの把握のためには、就職者名簿（セミナーの受講日、就職日、就職先等を整理したもの）をしっかりと整備する必要がありますので留意してください。

（事業評価）

**Q 3 9** 雇用創造目標の設定と、事業評価との関係を教えてください。

**A 3 9** 雇用創造目標のうち、事業評価の対象とされるのは、

① アウトプット指標

- イ 雇用拡大メニュー等事業主等を対象とする事業・・・利用企業数
- ロ 人材育成メニュー・・・利用求職者等の人数
- ハ 就職促進メニュー・・・利用求職者等の人数

② アウトカム指標（人材育成メニュー及び就職促進メニュー）

事業利用求職者等の就職者数等（雇用形態別〔常用労働者、常用労働者以外、創業者〕に設定する。）であり、①、②については、各年度、各事業ごとに目標を設定することとします。

(注1) 雇用拡大メニュー（事業主を対象とする事業）については、参考就職者数として、事業利用により雇い入れが見込まれる人数を事業構想に記入することとします。ただし、参考就職者数は、アウトカム指標設定及び事業評価の対象外です。

(注2) ②のアウトカム指標には、事業を利用する前に雇用されている在職者はカウントできませんのでご留意ください。（在職求職者で、事業の利用を経て転職・創業した場合はカウントできます）

#### （事業評価と事業の継続）

**Q40 雇用創造目標の達成度と事業の継続の可否について教えてください。**

**A40** 事業の実施期間は最大3年度間ですが、各年度毎に中間評価報告書の内容について委員会に諮った上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定します。

なお、委託事業の取消しの要件は、次の①～③のとおりとし、いずれかに該当する場合は、原則として委託契約を取り消すこととします。なお、以下の要件に該当しないことにより引き続き事業を実施する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、必要に応じて、当初の事業構想にある事業内容の一部変更や実施に係る条件を付す等の措置を講じることがあります。

- ① 事業全体のアウトカム目標の5割を達成できない場合。
- ② 事業全体のアウトカム目標の9割を達成できず、かつ個別事業の全てについて、アウトカム目標の9割又はアウトプット目標の8割のいずれも達成できない場合。
- ③ 初年度、2年度目と2年度連続で、事業全体のアウトカム目標の9割を達成できない場合。

※ 全国的に雇用失業情勢が厳しい間、具体的には一般又は常用の有効求人倍率の全国平均が0.67倍以下となる年度については、取り消し要件中の指標9割を8割に緩和するものとし、平成23年度第1次募集以降の採択地域から適用することとします。（ただし、パッケージ事業終了地域で再度採択された地域は除きます）

#### [例示]

平成23年度採択地域について、仮に平成23年度の全国平均が0.67倍以下、平成24年度の全国平均が0.67倍を超える場合は、例えば2年度連続で9割を未達成の取り消し要件は、初年度8割かつ2年度目9割を未達成となる。

#### （事業追加）

**Q41 選抜された事業構想の内容に加えて、新しい事業を事業実施期間中に加えることは可能ですか。**

**A41** 初年度又は2年度目における事業の中間評価の結果、雇用創造目標を達成した地域であって、現行事業に加えて、新規事業の設置を希望する場合は、各年度の委託契約額の範囲内で、事業内容の変更が可能です。なお、これに伴い、地域再生計画

の内容が大きく変化した場合は、変更認定申請が必要となります。また、雇用創造目標を達成しなかったために、事業の打ち切り又は一部個別事業の見直しの対象となつた地域については、新規事業の実施は認められません。

#### 【広域版パッケージ事業】

**Q 4 2 従来のパッケージ事業との違いを教えてください。**

A 4 2 基本的な考え方は同じですが、

- ① 都道府県が策定主体になること。
- ② 都道府県の産業振興・中小企業施策との連携が図られること。
- ③ 2以上の市町村であること。
- ④ 広域地域の雇用創造に直接資すること。
- ⑤ 上限額が各年度3億円であること。

等が主な違います。

**Q 4 3 2以上の関係市町村のイメージを教えてください。**

A 4 3 別添地域イメージ図を参照してください。

#### 【その他】

(旧パッケージ実施地域)

**Q 4 4 旧パッケージ事業の終了に伴い、パッケージ事業にも事業構想を提案したいと思います。提案に際して、どのような点に留意する必要がありますか。**

A 4 4 旧パッケージ事業終了地域がパッケージ事業の事業構想を提案することは可能です。ただし、選抜上の公平性、国費の効果的・効率的活用の観点から、選抜に当たってはQ 3 4の選抜基準に加えて、以下①、②についても評価します。

- ① 旧パッケージ事業における事業実施期間全体にかかる雇用創造目標が達成されていること。
- ② 概ね新しい内容と認められる事業構想であること。

概ね新しい事業構想とみなされる場合は、地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で大部分に係る見直しが行われている場合とします。パッケージ事業の事業構想提出に当たっては、事業の変更点（事業名、事業内容、事業対象者、事業費等）が明らかとなるよう、詳細な新旧対照表を併せてご提出ください。

なお、選抜・評価に際しては、同レベルの評価であれば、旧パッケージ事業終了後にパッケージ事業を提案する地域よりも、パッケージ事業により初めて雇用創造の取組を行おうとする地域を優先して採択します。

また、旧パッケージ事業を終了後にパッケージ事業を提案する地域において、旧パッケージ事業での実施成果を踏まえて、地域独自で、雇用創造に資する雇用対策に主体的に取り組む場合は、一定の評価を行いますので、地域独自の取組についてもご検討ください。

(パッケージ終了地域による再度の応募)

**Q 4 5 地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）の終了に伴い、再度パッケージ事業の**

事業構想を提案したいと考えています。再度の提案に対して、どのような点に留意する必要がありますか。

A 4 5 パッケージ事業終了地域が再度パッケージ事業の事業構想を提案することは可能ですが、1回目の事業構想と比較し、地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で新しい内容と認められることが前提条件となります。このため、再度の事業構想提出に当たっては、事業内容等に関する1回目の事業構想との詳細な対照表を併せてご提出ください。

また、パッケージ事業実施にかかる機会の公平性を確保するため、選抜に当たっては新規の提案地域を優先採択することとしています。

その他、Q 3 4 の選抜基準に加えて、1回目のパッケージ事業の雇用創造目標の達成状況や1回目のパッケージ事業の実施成果を踏まえた地域独自の主体的な取組みについても評価の対象とします。

#### (事業構想策定等への支援)

Q 4 6 事業構想の策定にあたり、何か特別な支援を受けることはできるでしょうか。

A 4 6 事業構想の策定等にかかるお問い合わせは、各都道府県労働局で受け付けております。

また、パッケージ事業等の事業構想を策定しようとする市町村等に対し、各都道府県労働局により、会議の開催や専門家によるアドバイス等を実施する地域雇用戦略チームによる支援事業を実施しています。

地域雇用戦略チームによる支援事業の利用をご希望の市町村等は各都道府県労働局あてにお問い合わせください。

Q 4 7 パッケージ事業と一緒に、地域再生計画支援措置等、他省庁の施策を活用することで、雇用創造効果を高めていきたいと思いますが、どちらに相談すればよいでしょうか。

A 4 7 パッケージ事業と一緒に他省庁の施策を活用することをご希望の場合は、都道府県労働局にご連絡ください。

なお、他省庁の施策の活用に際し具体的なアドバイスや相談をご希望される場合は、以下の支援策をご活用ください。

- ① 地域再生伝道師 各市町村の地域再生計画の作成等にかかるアドバイス等を行う者として、各都道府県に「地域再生伝道師」が選定されていますので、ご相談ください（地域再生伝道師の所属部署・連絡先は地域再生本部のホームページに掲載されています）。
- ② 地域活性化総合相談窓口 地域活性化に取り組む地方公共団体等の自主的・自立的な取組を支援するため、内閣官房都市再生本部事務局及び地域再生推進室に「地域活性化総合相談窓口」が設置されていますので、ご相談ください（地域活性化総合相談窓口については、地域再生本部のホームページに掲載されています）。

#### (事業計画の変更)

Q 4 8 パッケージ事業の事業構想に記載した事業内容を変更することは可能ですか。

A 4 8 パッケージ事業は、各地域が提案し、選抜・評価委員会で選抜された事業構想に基づき事業を実施することが基本となります。委託期間中に事業内容の一部変更を行うことがより効果的な事業実施（各年度のアウトカムの達成）に繋がることも想定されるものです。

このため、事業開始後の経済情勢や雇用失業情勢の変化、事業の実施状況等を踏まえた合理的な理由がある場合には、各年度の委託契約額の範囲内で、また事前に労働局の承認を得た上で、より効果的に事業を実施するための事業内容の変更を可能としていますので労働局にご相談ください。

なお、事業内容の変更を行う場合でも、事業内容を一新するような大幅な変更や各年度のアウトカム計画数の合計値の変更は認められませんのでご留意ください。